

平成21年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査
筆記審査（専門教養）

小学校 養護教諭 中学校 養護教諭

受審番号		氏 名	
------	--	-----	--

【注意事項】

- 1 審査開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見ないでください。
- 2 解答用紙（マークシート）は2枚あります。切り離さないでください。
- 3 解答用紙（マークシート）は、2枚それぞれに下記に従って記入してください。
 - 記入は、HBの鉛筆を使用し、該当する ☐ の枠からはみ出さないよう丁寧にマークしてください。

マーク例 (良い例) 
(悪い例)   

- 訂正する場合は、消しゴムで完全に消してください。
- 氏名、受審する教科・科目、受審種別、受審番号を、該当する欄に記入してください。

また、併せて、右の例に従って、受審番号をマークしてください。

受 審 番 号				
万	千	百	十	一
1	2	3	4	5
☐ 0	☐ 0	☐ 0	☐ 0	☐ 0
☐ 1	☐ 1	☐ 1	☐ 1	☐ 1
☐ 2	☐ 2	☐ 2	☐ 2	☐ 2
☐ 3	☐ 3	☐ 3	☐ 3	☐ 3
☐ 4	☐ 4	☐ 4	☐ 4	☐ 4
☐ 5	☐ 5	☐ 5	☐ 5	☐ 5

記入例

(受審番号12345の場合)

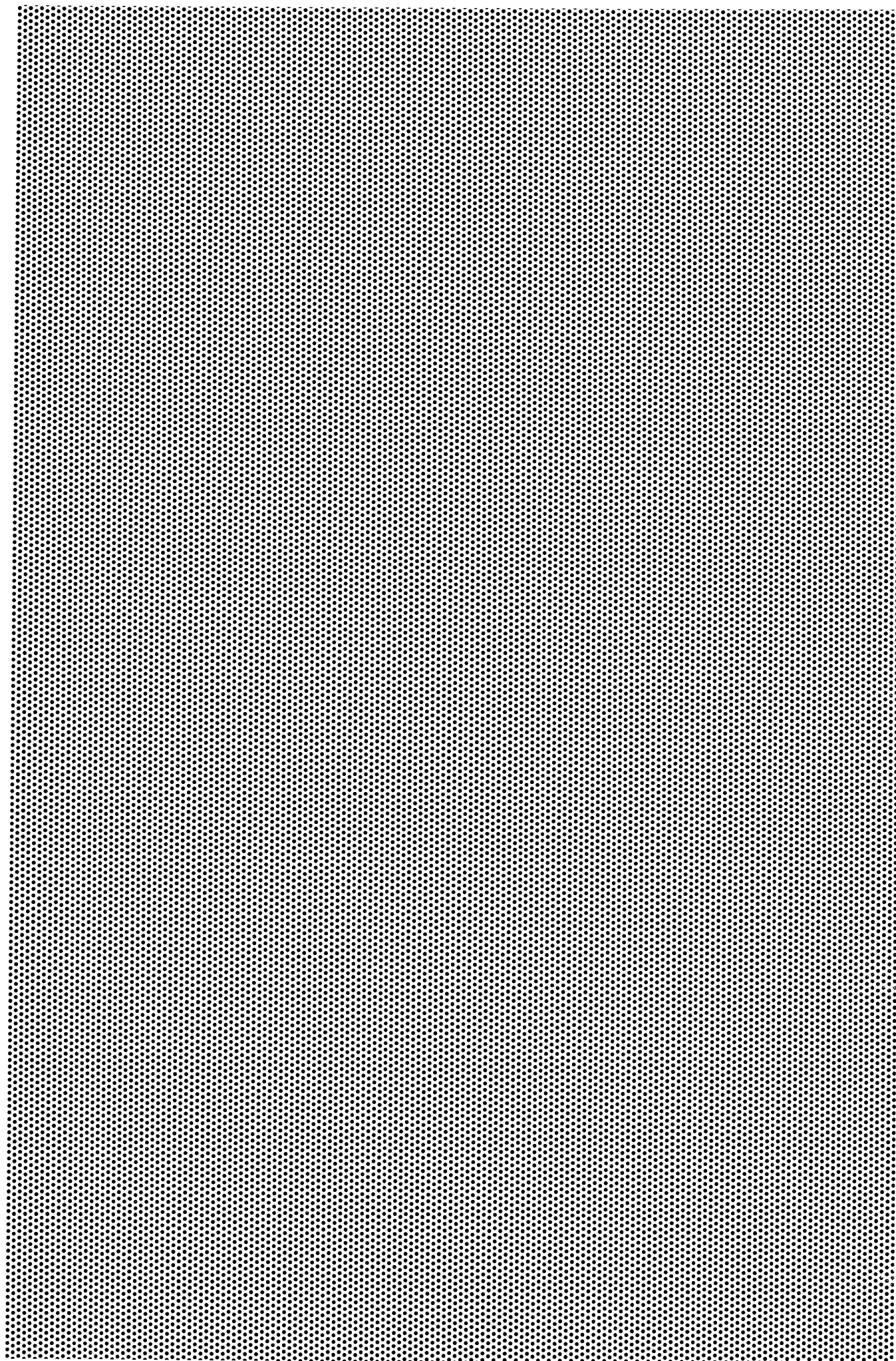
- 4 解答は、解答用紙（マークシート）の解答欄の記号をマークしてください。例えば、解答記号 ☐ ア と表示のある問いに対して b と解答する場合は、下の（例）のようにアの解答欄の ☐ b をマークしてください。

(例)

ア	☐ a	☐ b	☐ c	☐ d	☐ e	☐ 0	☐ 1	☐ 2	☐ 3	☐ 4	☐ 5	☐ 6	☐ 7	☐ 8	☐ 9	☐ -	☐ ±
---	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

なお、一つの解答記号に対しては、解答欄の記号を二つ以上マークしないでください。

- 5 筆記審査（専門教養）が終了した後、解答用紙（マークシート）のみ回収します。受審者は、審査室内のすべての解答用紙（マークシート）が回収された後、監督者から指示があれば、この問題冊子を、各自、持ち帰ってください。



第1問

1 健康診断についての次の問いに答えなさい。

- (1) 学校保健法施行規則第4条では、学校保健法第6条第1項の健康診断における検査の項目を、以下のように示しています。文中の(①)～(⑤)に該当する語句の組み合わせを、下のa～eの中から一つ選びなさい。 ア

- 1 身長、体重及び座高
- 2 (①)
- 3 脊柱及び(②)の疾病及び異常の有無
- 4 視力及び聴力
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳鼻咽喉頭疾患及び(③)疾患の有無
- 7 歯及び(④)の疾病及び異常の有無
- 8 結核の有無
- 9 (⑤)の疾病及び異常の有無
- 10 尿
- 11 寄生虫卵の有無
- 12 その他の疾病及び異常の有無

- (①) (②) (③) (④) (⑤)
- | | | | | | |
|---|------|----|-----|----|----|
| a | 栄養状態 | 胸郭 | 皮膚 | 口腔 | 心臓 |
| b | 肥満度 | 胸部 | 呼吸器 | 口腔 | 腎臓 |
| c | 栄養状態 | 四肢 | 呼吸器 | 歯肉 | 肝臓 |
| d | 肥満度 | 四肢 | 皮膚 | 口腔 | 心臓 |
| e | 栄養状態 | 胸郭 | 呼吸器 | 歯肉 | 肝臓 |

- (2) 学校保健法施行規則第4条の第4項には、以下のように示されている。文中の(①) ~ (⑤) に該当する数値の組み合わせを、下のa ~ eの中から一つ選ばさい。 イ

第1項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第(①)学年及び第(②)学年、中学校及び高等学校の第(③)学年並びに高等専門学校の第2学年及び第4学年においては第4号に掲げるもののうち聴力を、小学校の第(④)学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年においては第11号に掲げるものを、大学においては第1号、第3号、第4号、第7号、第10号及び第11号に掲げるもの(第1号にあっては、座高に限る。)を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

	(①)	(②)	(③)	(④)
a	2	4	1	5
b	3	5	2	3
c	3	6	3	4
d	4	6	3	3
e	4	6	2	4

- (3) 次の文は、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断についての方法及び技術的基準について規定した学校保健法施行規則の抜粋である。正しいものを、次のa ~ dの中から一つ選ばさい。 ウ

- a 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び色覚の異常等について注意する。
- b 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- c 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、う歯、口内炎、不正咬合の異常のみについて検査する。
- d 結核の有無は、ツベルクリン反応検査、エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によって検査する。

2 次の文は、保健調査について述べたものである。(①) ~ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下の a ~ e の中から一つ選びなさい。

保健調査の意義は、(i) 事前に個々の子どもの健康情報を得ることができる、(ii) 健康状態を (①) に評価する補助資料となる、(iii) 健康診断がより (②) に行われるとともに、診断の際の参考になるなど、健康診断を円滑に実施することができる、(iv) 子どもの (③) 等の情報は学級活動・ホームルーム活動における保健指導や個別指導をはじめとする日常の保健管理・保健指導等に活用することができる、などである。

このような意義を踏まえ、学校における健康診断は、子どものある時点での (④) な健康状態の評価であり、疾病異常の発見のための (⑤) であることを考慮して、健康診断がより有意義なものになるために保健調査を毎年度行うことが望ましい。

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	総合的	正確	家族歴	縦断的	定期検査
b	縦断的	的確	ライフスタイル	総合的	精密検査
c	横断的	正確	家族歴	縦断的	スクリーニング
d	総合的	的確	ライフスタイル	横断的	スクリーニング
e	縦断的	効率的	生育歴	横断的	精密検査

- 3 下に示す図は、小・中学校の定期健康診断における結核健診の流れである。(①)
～ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下の a ～ e の中から一つ選びなさい。

オ

問診 (対象：原則全員)

- 問診内容 {
- 1 本人の結核罹患歴
 - 2 本人の予防接種歴
 - 3 家族等の結核罹患歴
 - 4 (①) での居住歴
 - 5 自覚症状 (②) 以上の長引く咳 (せき) や痰 (たん)
 - 6 (③) 歴〔未接種の者〕※原則として小学校1年生にのみ質問

学校医による診察*

*自覚症状の確認等

問診内容の1～6のいずれかに該当する者、
または学校医の診察で必要と認められた者

結核対策委員会における検討
(精密検査の必要性等の検討)

精密検査

(・エックス線 (④)
・ (⑤) 検査
・喀痰 (かくたん) 検査 等)

又は
経過観察

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	感染症発症国	1週間	予防接種	間接撮影	ツベルクリン反応
b	高まん延国	2週間	B C G接種	直接撮影	ツベルクリン反応
c	高まん延国	3週間	ツベルクリン接種	胸部撮影	B C G
d	高まん延国	3週間	ツベルクリン接種	間接撮影	B C G
e	感染症発症国	2週間	B C G接種	直接撮影	エコー

- 4 学校保健法施行規則第7条に規定されている結核の有無の検査の結果に基づく事後措置に関して、以下のような別表が示されている。

区分	
生活規制の面	A（要休業）
	B（要軽業）
	C（要注意）
	D（健康）
医療の面	1（要医療）
	2（要観察）
	3（健康）

「授業をほぼ平常に行ってよい。医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする。」という内容は、上記の指導区分でいうとどれにあたるか。該当するものを、次のa～eの中から一つ選びなさい。

カ

- a A 2 b B 2 c B 3 d C 2 e C 3

第2問

- 1 学校保健法施行規則第25条では、学校薬剤師の職務執行の準則の一部を示している。(①) ~ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下の a ~ e の中から一つ選びなさい。 ア

- ・ (①) の立案に参加すること。
- ・ 第22条の2の環境衛生検査に (②) すること。
- ・ 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な (③) を行うこと。
- ・ 学校において使用する医薬品、毒物、(④) 並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な (③) を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は (⑤) を行うこと。
- ・ 必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に (②) すること。

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	学校保健安全計画	参画	指示	有害物質	測定
b	学校保健安全計画	従事	指導と助言	劇物	鑑定
c	学校教育計画	参加	助力	化学薬品	鑑別
d	学校環境衛生計画	協力	助言	試薬	鑑識
e	学校環境衛生計画	遂行	指導	刺激物	判定

- 2 次の文は、学校保健法施行規則第22条の2について示したものである。(①)
 ～ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下の a ～ e の中から一つ選びなさい。

法第2条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、次の各号に掲げる項目について行わなければならない。

- (1) 飲料水及び水泳プールの水の (①) 並びに排水の状況
- (2) 水道及び水泳プール(附属する施設及び設備を含む。)並びに学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに (②) 等のための設備の機能
- (3) 教室その他学校における (③) 及び照明
- (4) 教室その他学校における (④), 暖房, 換気方法及び騒音
- (5) その他 (⑤) が必要と認める項目

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	給水	浄化	空気	採光	管理職
b	水質	浄化	空気	採光	学校の設置者
c	給水	消毒	清潔	空気	保健主事
d	給水	消毒	採光	清潔	学校薬剤師
e	水質	浄化消毒	採光	空気	校長

- 3 次の(1)～(5)の学校環境衛生の日常点検及び定期検査の基準で、(①) ・ (②)
 に該当する語句や数字の組み合わせを、下の a ～ e の中から一つずつ選びなさい。

- (1) 教室の空気は外部から教室に入ったとき、不快な刺激や (①) がいないこと。

a 騒音 b 寒暖の差 c 臭気 d まぶしさ e 気流

- (2) 教室の温度は、冬期で (①), 夏期で25～28℃であることが望ましく、冬期で (②) 以下が継続する場合は採暖等の措置が望ましい。

	(①)	(②)
a	6～20℃	5℃
b	14～20℃	7℃
c	18～20℃	10℃
d	20℃	12℃
e	18～22℃	13℃

- (3) 飲料水の管理として、給水栓水について残留塩素は、遊離残留塩素 (①) mg/l 以上保持されていること。ただし、原水が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合は、遊離残留塩素は、(②) mg/l 以上とすること。 オ

(①) (②)

- | | | |
|---|------|------|
| a | 0.01 | 0.02 |
| b | 0.05 | 0.1 |
| c | 0.1 | 0.2 |
| d | 0.15 | 0.25 |
| e | 0.2 | 0.3 |

- (4) 飲料水の遊離残留塩素の検査にあたっては、末端給水栓で (①) 分間水を流す。残留塩素測定器の試験管に (②) 試薬を入れる。 カ

(①) (②)

- | | | |
|---|-----|-------|
| a | 1～2 | A B A |
| b | 2～3 | D P D |
| c | 3～4 | E R F |
| d | 4～5 | O P R |
| e | 5～6 | P D P |

- (5) 照度基準においては、教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は (①) ルクスとする。さらに、教室及び黒板の照度は (②) ルクス以上であることが望ましい。 キ

(①) (②)

- | | | |
|---|-----|-----|
| a | 100 | 200 |
| b | 200 | 300 |
| c | 300 | 500 |
| d | 400 | 600 |
| e | 500 | 700 |

第3問

- 1 次の(1)～(3)の用語を説明した文の中で、誤りがあるのはどれか。それぞれ下のa～eの中から一つずつ選びなさい。

(1) アナフィラキシー ア

- a アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態を言う。
- b 血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。
- c 意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、顔を横向きにする。そして、医療機関への搬送を急ぐ。
- d アナフィラキシー症状は、急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間は、片時も目を離さず、経過を追う必要がある。
- e アナフィラキシーは、すべてアレルギー反応によって起きるものなので、運動や物理的な刺激などによって起こるということはない。

(2) PTSD イ

- a PTSDは災害に被災したあと1か月以降に認められる種々の精神症状に対して使用される概念である。
- b 災害を思い出すようなことがあると、緊張したり、ドキドキしたりする症状が認められるが、これは『災害を持続的に再体験する症状』の一つである。
- c 子どもに何か気になる行動や情緒的反応が認められた場合は、子ども本人がどう感じているかを問わずに、早期に子どもからそのことの話をしき。
- d 被災後のケアは、遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。
- e 被災後に、特に問題なく過ごしていた子どもが、災害発生時の状況と類似したり、同じ条件が重なると、災害から数か月以降に、PTSDの症状を現わす場合がある。

(3) RICE ウ

- a 捻挫の救急措置には、RICEが基本といわれている。
- b RICEのRは、「冷静」という意味をもつ。
- c RICEのIは、「冷却」という意味をもつ。
- d RICEのCは、「圧迫・固定」という意味をもつ。
- e RICEのEは、「高举」という意味をもつ。

- 2 次の文は、学校における伝染病予防について述べたものである。(①) ~ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、それぞれ下の a ~ e の中から一つずつ選びなさい。

エ

- (1) (①) 生活の場である学校は、伝染病や食中毒の (②) 所となりやすく、いったん発生したときは感染も (③)、(④) しやすいため特に注意が必要である。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの管理活動と、発生防止のための (⑤) 活動の充実が大切である。

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	集団	仲介	ゆっくりと	流行	指導
b	学習	通過	伝播	中継	媒介
c	学習	伝播	ゆっくりと	潜伏	啓蒙
d	社会	中継	強く	拡大	グループ
e	集団	媒介	早く	蔓延	教育

- (2) 伝染病予防は、伝染源の (①)、伝染経路の (②)、(③)・抵抗力の増強の三原則がある。また、伝染(感染)経路としては、経口、(④)、(⑤)、媒介動物(経皮)等がある。

オ

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	撲滅	抹殺	免疫	食物	水
b	隔離	遮断	免疫	飛沫	接触
c	撲滅	遮断	体力	唾液	外傷
d	隔離	抹殺	体力	蚊	注射
e	消去	消毒	防衛力	血液	衛生害虫

3 出席停止については、学校保健法第12条や同法施行規則第19条等において規定されているが、次の(1)・(2)の事柄において、誤りがあるのはどれか。それぞれ下のa～eの中から一つずつ選びなさい。

(1) 出席停止が「治癒するまで」とある伝染病

カ

- a エボラ出血熱
- b ラッサ熱
- c 急性灰白髄炎
- d インフルエンザ
- e ジフテリア

(2) 出席停止の指示について

キ

- a 校長は、学校保健法第12条で「(中略) 政令で定めるところにより出席を停止させることができる。」とある。
- b 校長は、伝染病にかかっている場合のみ、児童、生徒、学生又は幼児があるときに限り、出席を停止させることができる。
- c 校長は、学校保健法第12条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、指示しなければならない。
- d 校長は、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生に出席停止を指示しなければならない。
- e 校長は、児童、生徒（高等学校の生徒を除く）又は幼児にあつてはその保護者に、出席停止を指示しなければならない。

- 4 次の①～⑪のうち学校保健法第17条で、地方公共団体が、「その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうものとする。」とされている疾病をすべて選んだ組み合わせはどれか。下のa～eの中から一つ選びなさい。 ク

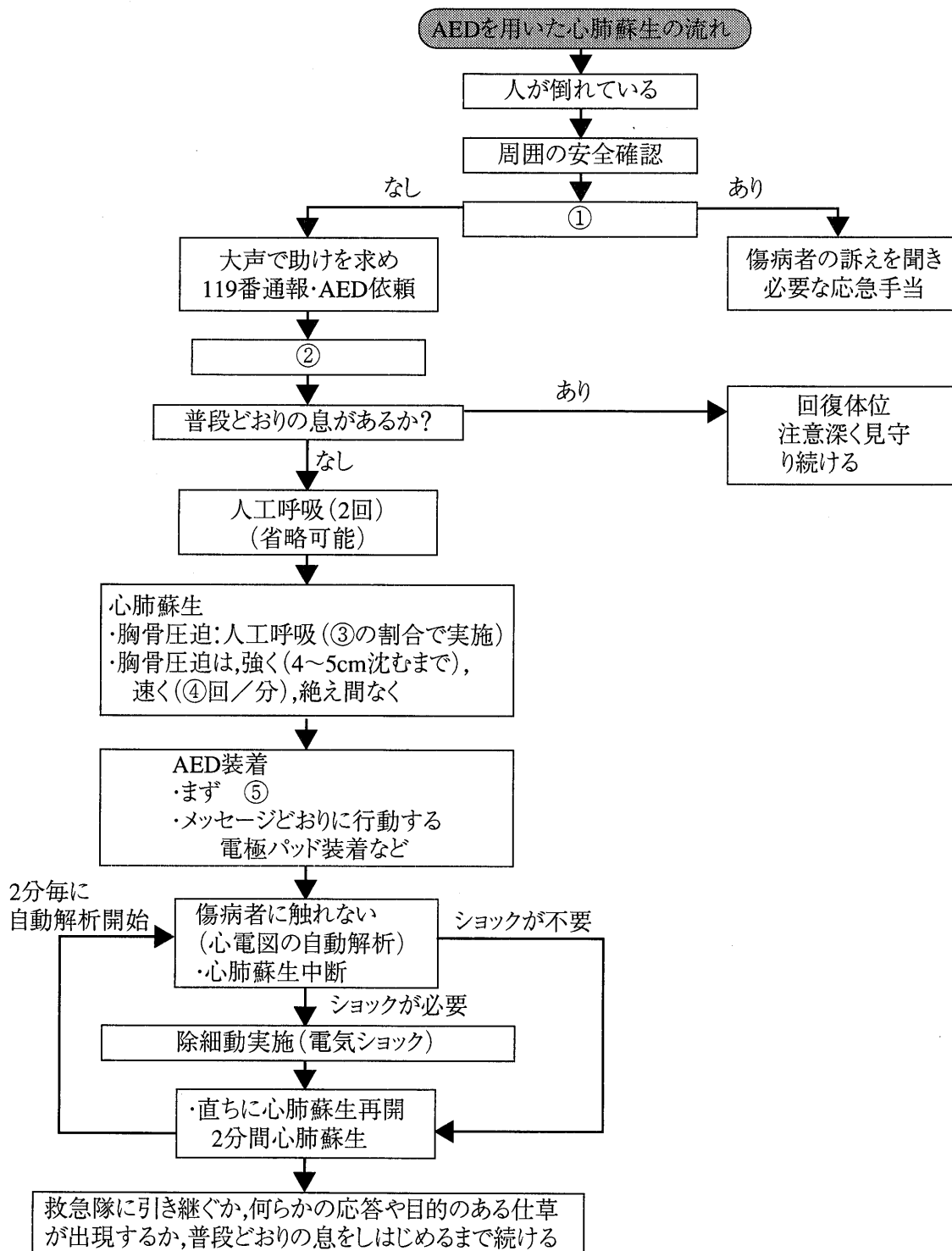
- ① 日本脳炎 ② 結膜炎 ③ 近視 ④ 風疹 ⑤ 中耳炎
⑥ 慢性副鼻腔炎 ⑦ 流行性耳下腺炎 ⑧ アデノイド ⑨ う歯 ⑩ 痘瘡
⑪ 白癬

- a ①, ④, ⑦, ⑩
b ③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑨
c ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨
d ②, ③, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪
e ②, ⑤, ⑥, ⑧, ⑨, ⑪

- 5 次の心肺蘇生についての説明文で、誤りがあるのはどれか。次のa～eの中から一つ選びなさい。 ケ

- a 「救命処置」とは、傷病者の命を救うために行う「心肺蘇生」、「AEDを用いた除細動」、「気道異物除去」の3つの処置をいう。
b 「心肺蘇生」は、救急隊員や医療従事者でなくても誰でも行うことができる。
c 「心肺蘇生」は、反応と普段どおりの息がなく、呼吸と心臓が停止もしくはこれに近い状態に陥った時に行う。
d 心臓が停止しているかどうかの確認は難しいことであるが、脈拍を総頸動脈で確認する方法によって必ず確認しておく。
e 心肺蘇生は、英語で、cardio（心臓）pulmonary（肺）resuscitation（蘇生）といい、頭文字をとってCPRという。

- 6 次は、成人のAEDを用いた心肺蘇生の流れを図に示したものである。①～⑤に該当する語句の組み合わせを、下のa～dの中から一つ選びなさい。 コ



- | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|-----------|-------|--------|-----|---------|
| a | 反応はあるか? | 呼吸の確認 | 40 : 2 | 200 | 身体を水で拭く |
| b | 反応はあるか? | 気道確保 | 30 : 2 | 100 | 電源オン |
| c | 呼吸はしているか? | 呼吸の確認 | 20 : 1 | 200 | 電源オン |
| d | 呼吸はしているか? | 気道確保 | 15 : 1 | 100 | 身体を水で拭く |

- 7 次の文は、日本スポーツ振興センターが行う「災害共済給付」について述べたものである。誤りがあるのはどれか。次の a～d の中から一つ選びなさい。 サ

- a 児童生徒等の災害（負傷と障害・死亡）にかかわるもので、疾病については扱わない。
- b 小・中学校はもとより、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、幼稚園及び保育所の管理下における、児童生徒等の災害について取り扱う。
- c 児童生徒等の災害につき、医療費、障害見舞金、死亡見舞金の三つについて支給を行う。
- d 学校の設置者が、児童生徒等の保護者の同意を得て当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する契約により、所定の基準によって行われるものである。

- 8 次の感染症についての説明文で、誤りがある文の組み合わせを、a～eの中から一つ選びなさい。 シ

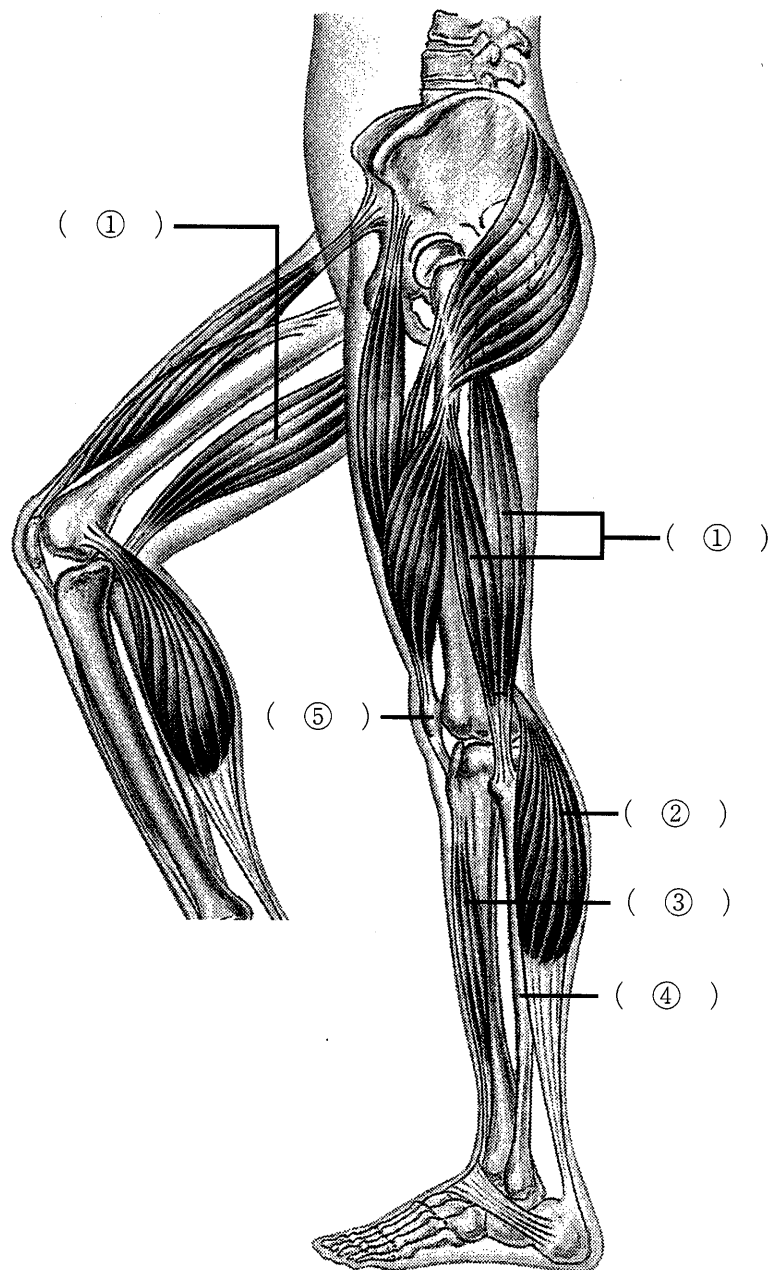
- 1. 麻しんは、かつて「命定めの病」とも呼ばれ、子どもの命を奪う疾患として広く恐れられていた。今日でも、その重篤性には変わりはない。
- 2. 現在、WHOは、日本などのアジア諸国を含むWHO西太平洋地域から2012年までに麻しんを排除する目標を定めている。
- 3. 平成20年、麻しん対策の一環として、新たに5年間の措置として定期接種を行うこととし、その対象は小学校6年生及び中学校3年生である。
- 4. 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の共通するところは、性的接触を介して誰もが感染する可能性がある感染症である。このうち、近年、若者に一番多いのは梅毒である。
- 5. 性感染症は、感染しても無症状、あるいは比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が治療を怠りやすいという特性をもつ。

- a 1と2 b 3と4 c 1と5 d 2と3 e 4と5

第4問

- 1 下の図は、下肢のおもな骨と筋肉を示している。(①) ~ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下の a ~ e の中から一つ選びなさい。

ア



	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	大腿一頭筋	ヒラメ筋	前脛骨筋	下腿後骨	下腿前骨
b	大腿三頭筋	下腿二頭筋	アキレス腱	後下腿骨	膝蓋骨
c	大腿二頭筋	下腿一頭筋	ヒラメ筋	尺骨	とう骨
d	大腿二頭筋	腓腹筋	前脛骨筋	腓骨	膝蓋骨
e	大腿三頭筋	ヒラメ筋	下腿三頭筋	とう骨	尺骨

2 次の文は学校保健の領域・内容について述べたものである。(①) ~ (⑤) に該当する語句の組み合わせを、下のa~eの中から一つ選びなさい。 イ

- (1) 学校保健は、学校における保健教育と保健管理をいい、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を (①) し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる活動のことをいう。
- (2) 保健教育と保健管理の活動を円滑、かつ、成果が上がるように進めるためには、教職員が役割を分担して活動を (②) 的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する (②) 活動の充実と (②) の整備が不可欠な条件となる。
- (3) 学校における保健教育は、児童生徒の健康の (①) に必要な (③) 能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることにある。
- (4) 保健教育は、「保健学習」と「保健指導」に大別され、保健学習は教科の体育及び保健体育を中心に、保健指導は特別活動の学級活動・ホームルーム活動を中心に (④) を通じて行われる。
- (5) 学校における保健管理は、学校保健法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校伝染病の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置などを中心とした活動を通して、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、(⑤) の円滑な実施とその成果の確保に寄与するものである。

	(①)	(②)	(③)	(④)	(⑤)
a	維持増進	経営	自治的	教科外	学校保健
b	保持増進	組織	自律的	教育活動全体	学校教育
c	保存	集団	総合的	学級担任	学校生活
d	健康増進	共同	自主的	児童生徒	学校安全
e	ケア	チーム	自立的	年間	教育活動

3 次は、心身症及びその関連疾患についての説明文である。このうち誤りがある文の組み合わせを、下のa～eの中から一つ選びなさい。 ウ

1. 過換気症候群は、過換気により呼吸性アルカローシスを生じ、呼吸促迫、胸が苦しくなる、動悸などとともに、手足のしびれ、硬直、ふるえ、頭痛、意識消失などの症状が現われる。対応はペーパーバック法が有効である。
2. 過敏性腸症候群は、腸管機能の亢進した病態に基づき、腹痛、腹部膨満感及び便秘異常が持続し、種々の腹部の不定愁訴を訴え、器質的病変が証明されているものである。男子では便秘、女子では下痢が多い傾向がある。
3. 神経性食欲不振症の診断基準（厚生省研究班）は、①標準体重の－35%以上のやせ、②食行動の異常、③体重や体型についての歪んだ認識、④発症年齢が35歳以下、⑤女性ならば無月経、⑥やせの原因として考えられる器質的疾患がある、が示されている。
4. 神経性過食症は、コントロールできない過食を繰り返し（平均して週2回以上）、過食による体重増加を防ぐために、自己誘発による嘔吐や下剤を乱用したり、絶食または過剰な運動を行ったりする。
5. 緘黙症は、言葉を理解し、話す能力がありながら言葉を発しない状態をいう。治療は、話をさせることではなく、緊張や不安を軽減させ、他人と関係をとる力をつけさせることである。

a 1と2 b 2と3 c 3と4 d 4と5 e 1と5

小学校 養護教諭 中学校 養護教諭

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]